

報道機関各位

商工課 商工係

タイトル あこう地域応援プレミアム付商品券利用可能店舗募集について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	あこう地域応援プレミアム付商品券利用可能店舗の募集について
日時	令和4年8月1日（月）～令和4年11月15日（火）
場所・住所	—
趣旨・目的（PRしたいこと）	<p>令和4年10月から利用開始予定の市内限定商品券「あこう地域応援プレミアム付商品券」を利用できる事業者（利用可能店舗）を8月1日（月）から募集します。</p> <p>申込みについては、別添チラシに記載の専用ホームページまたはファックスにてお申込みください。</p> <p>その他、チラシにつきましては、市役所2階商工課、赤穂商工会議所、市内金融機関にも置いておりますのでご活用ください。</p>
問い合わせ先	部課係名：産業振興部商工課商工係 担当者名：高見・松田 電話：0791-43-6838 内線（ 2253 ） FAX：0791-46-3400

○添付資料 (有)・無) ○ホームページへの掲載 (有)・無) ○議会報告 (有)・無)

# あこう地域応援プレミアム付商品券

## 利用可能店舗募集

○ 利用可能店舗になるには事前登録が必要です。

赤穂市では、長引く新型コロナウイルス感染症及び物価高騰等の影響を受けている市民及び市内事業者を支援するとともに、地域経済の活性化を図るため、40%のプレミアムが付いた「あこう地域応援プレミアム付商品券」を発行します。このプレミアム付き商品券を利用できる事業者(利用可能店舗)を募集しますので、是非ともご登録ください。



### 赤穂市内に店舗・事業所等がある事業者の皆様へ

お早めに!!

**一次募集** ~ 令和4年 **9月16日(金)**迄 ※10月の折り込みチラシ・WEBにて掲載

**二次募集** 令和4年 **9月17日(土)** ~ 令和4年 **11月15日(火)** ※WEBのみ一覧掲載

**登録無料** (換金・口座振込手数料0円)

**申込方法** WEBサイトにてお申込ください。  
※WEBサイトからお申込み出来ない場合は、  
下記お問い合わせ先へご相談ください。



あこう地域応援プレミアム付商品券登録申込みURL  
<https://ako.prm-2022-shohinken.com/>

#### 商品券利用可能期間

令和4年10月1日(土) ~ 令和4年12月31日(土)

#### 商品券の換金受付期間

令和4年10月3日(月) ~ 令和5年1月31日(火)  
※赤穂商工会議所閉所日を除く。

#### 換金方法

使用済み商品券の裏面に店名をご記入のうえ、赤穂商工会議所へ持参してください。後日、換金額を指定口座に振り込みます。  
(振込日は月2回設定)

### プレミアム付商品券情報

**発行総額** 最大2億8,700万円

**発行形態** 1冊 **7,000円**(500円券×14枚綴)

- ・「中小規模店舗専用券」:8枚(4,000円分)
- ・「全店共通券」:6枚(3,000円分)

※「全店共通券」はすべての取扱店でご利用いただけますが、「中小規模店舗専用券」は売り場面積が、1,000㎡未満の店舗のみご利用いただけます。

**販売価格** 1冊 **5,000円**

#### 購入対象者・条件

- 令和4年8月1日において赤穂市の住民基本台帳に記録されている世帯主
- 1世帯につき2冊まで(商品券購入引換券1枚につき1冊)

### 商品券の利用対象とならないもの

- 出資や金融商品、債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等)
- 有価証券、商品券(当該商品券以外の商品券)、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場(一時預りを除く。)等の不動産に関する支払い
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に規定する設備を設けて客に射幸心をそそぐおそれのある遊戯をさせる営業並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る支払い
- 国税、地方税、使用料等の公租公課
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- その他、利用対象商品にふさわしくないものとして赤穂市が指定するもの

### [商品券] 利用可能店舗 説明会

下記日程いずれかの説明会にご参加ください。

申込不要

日時	会場	時間帯
令和4年 <b>9月3日(土)</b>	赤穂化成ハーモニーホール (赤穂市文化会館)2階学習室 赤穂市中広864番地	① 14:30~15:30
令和4年 <b>9月5日(月)</b>		② 18:00~19:00

お問い合わせ先

あこう地域応援プレミアム付商品券事務局

〒670-0941 姫路市豆腐町字水田316JR姫路総合区2階

☎ **0120-763-393** FAX: 079-289-0851

あこう地域応援プレミアム付商品券

(株) 日本旅行姫路支店内

● 受付時間 9:30~17:30 (土日祝休み)

FAX送付先：079-289-0851(あこう地域応援プレミアム付商品券事務局)

FAXで申請された事業者様は必ず受取確認のお電話をお願い致します。TEL:0120-763-393

## あこう地域応援プレミアム付商品券利用可能店舗登録申請書兼誓約書

① 事業所情報 / メールまたはFAXで承認/非承認通知が届きます。正確にご記入ください。

申請者名 (法人の場合は代表者名)		法人名	なければ屋号
住所(所在地)	〒		
申請者電話番号			
申請者メールアドレス	なければ記入不要	FAX	
振込方法 (希望の精算方法に○をつけてください)	・ 単独店舗精算 ・ 複数店舗一括精算 (市内に複数店舗あり、一括精算をご希望の場合は、複数店舗分の申請書をまとめてFAXしてください。)		

② 店舗情報 /

店舗名(フリガナ)			
店舗住所	〒		
店舗電話番号		店舗FAX	
店舗担当者			
業種 (主に該当するもの1つに○をつけてください)	大型ショッピングセンター スーパー コンビニ 飲食料品店 衣料・身の回り品取扱店 家電量販店・でんき店 ホームセンター ドラッグストア・調剤薬局 化粧品店 土産品販売店 飲食店 理容・美容店 旅館・ホテル ガソリンスタンド その他小売業 その他サービス業 その他業種		
主な取扱い商品やサービス等			
店舗の規模 (主に該当するもの1つに○をつけてください)	・ 売場又は店舗面積が1,000㎡未満 ・ 売場又は店舗面積が1,000㎡以上 (小型店としての登録を判断するために伺います。小売業は売場面積、飲食・サービス業は店舗面積で判断してください。)		

③ お振込情報

金融機関名	銀行・信用金庫	支店名		
	信用組合・農協	支店番号	銀行コード	
口座番号 (フリガナ)		口座種別	普通 / 当座	
口座名義				

※上記は全て必須項目になります。

④ 誓約事項

- 商品の販売またはサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- 商品券を使用できない商品に対しては、商品券での支払いを受け付けません。
- 商品券の偽造・悪用・濫用及び再販・再流通・自店換金をいたしません。
- 商品券を紛失・毀損した場合、または盗難があった場合は、全て自己責任とします。
- 商品券の利用期間内は利用可能店舗として事業に参加します。
- その他募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
- 商品券の利用に関し、苦情や紛争が生じ、店側の責めに帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- 店舗名・住所・電話番号・FAX番号・業種の公表(専用HP、チラシへの掲載)について同意します。
- 商品券の取扱に関し、市から改善要請等があった場合は、それに従います。
- 反社会的勢力(暴力団員等)ではありません。

私は、④の各号を遵守することを誓約し、①～③の項目について申請します。

令和4年 月 日

申請者住所

氏名